

# 奥州市計画道路の変更(奥州市決定)概要図

# 奥州市計画図 (奥州市決定)

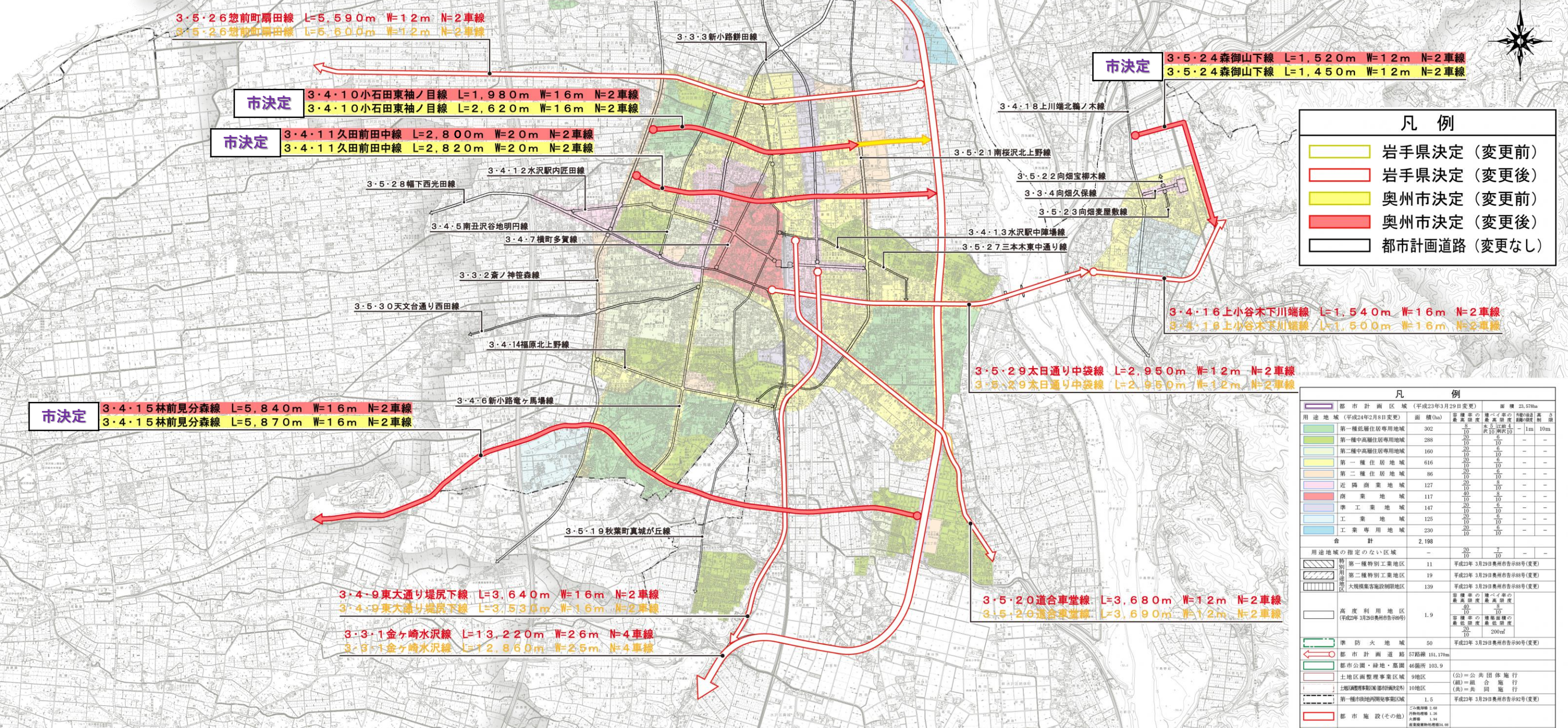
3・3・1号金ヶ崎水沢線(一般国道4号水沢東バイパス)及び3・4・16号上小谷木下川端線(一般国道397号)の区域変更に伴い、平面交差する路線の延長または区域等の変更を行うものである。

上段: 変更後、下段: 変更前

区分	番号	路線名	延長	幅員	車線数
国道4号水沢東バイパス関連	3・4・10	小石田東袖ノ目線	1,980m 2,620m	16m	2車線
	3・4・11	久田前田中線	2,800m 2,820m	20m	2車線
	3・4・15	林前見分森線	5,840m 5,870m	16m	2車線
国道397号小谷木橋工区関連	3・5・24	森御山下線	1,520m 1,450m	12m	2車線

## 都市計画を変更する理由

3・4・10号 小石田東袖ノ目線	国道4号水沢東バイパスは当該路線と接続しない構造での整備となったことから、当該路線を都市計画道路3・5・21号南桜沢北上野線(市道十文字秋成線)までとするもの【区域の変更】
3・4・11号 久田前田中線	国道4号水沢東バイパスの構造形式の見直しにより当該路線との交差が平面交差から立体交差へ変更となったことから、当該路線についてもこれに合わせ立体交差とし、終点の位置を変更するもの【構造の変更】【延長の変更】
3・4・15号 林前見分森線	国道4号水沢東バイパス(都市計画道路3・3・1号金ヶ崎水沢線)の幅員見直しにより当該路線との交差部に変更が生じたことから、これに合わせ起点の位置を変更するもの【延長の変更】
3・4・24号 森御山下線	水沢羽田市街地を横断する一般国道397号が新小谷木橋架橋により都市計画道路3・4・16号上小谷木下川端線(市道羽田幹線)にルート変更され、道路改良計画により道路線形が変更となったことから、これに合わせ終点の位置を変更するもの【延長の変更】



### 凡例

- 岩手県決定(変更前)
- 岩手県決定(変更後)
- 奥州市決定(変更前)
- 奥州市決定(変更後)
- 都市計画道路(変更なし)

### 凡例

用途地域	面積(ha)	容積率	高さ	備考
第一種低層住居専用地域	302	8/10	10m	水5江前1尺10m
第一種中高層住居専用地域	288	10/10	10m	
第二種中高層住居専用地域	160	10/10	10m	
第一種住居地域	616	20/10	10m	
第二種住居地域	86	20/10	10m	
近隣商業地域	127	10/10	10m	
商業地域	117	40/10	10m	
準工業地域	147	20/10	10m	
工業地域	125	20/10	10m	
工業専用地域	230	20/10	10m	
合計	2,198			

